

公益社団法人日本水道協会関西地方支部規則

(名称及び構成)

第1条 本支部は、公益社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）関西地方支部と称し、支部区域内の日本水道協会会員（以下「会員」という。）をもって構成する。

(目的)

第2条 本支部は、支部区域内において日本水道協会定款第3条の目的を達成するため、諸般の調査研究その他必要な事業を行い、かつ、会員相互の連携を強化することを目的とする。

(会員)

第3条 本支部の会員は、日本水道協会定款第7条に定めるとおり、次の3種とする。

(1) 正会員 次のいずれかに該当する者とする。

水道事業・簡易水道事業・水道用水供給事業のいずれか、
または複数を経営する地方公共団体または法人
専用水道を設置する法人または団体

(2) 特別会員 次のいずれかに該当する者とする。

水道について学識または経験ある個人
水道に関連ある、国または地方公共団体の行政機関
水道に関連ある独立行政法人

(3) 賛助会員 水道に関連があり、本協会の目的達成に賛同する法人または団体とする。

(役員)

第4条 本支部に次の役員を置く。

地方支部長（以下「支部長」という。） 1名

幹事 16名

監事 2名

2 前項の役員は、第8条に規定する支部総会において会員から選任し理事長に報告する。

3 第1項に規定する役員の任期は2年とする。ただし、その終期は、任期満了の年の支部総会終結後の直近の日本水道協会定款第17条第1項に規定する臨時総会終結の日とし、再任を妨げない。

(役員 の 職務)

第5条 支部長は、支部の事業を総括し、本支部を代表する。

2 幹事は、幹事会を構成し、重要会務を審議するとともに会務執行上の重要事項を決定する。

3 監事は、本支部の会務を監査する。

4 支部長に事故があるときは、幹事会においてあらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

(役員 の 補選)

第6条 幹事又は監事に欠員を生じたときは、補欠者を選任し理事長に報告する。ただし、支部長において業務執行上支障がないと認められたときは、改選期までこれを行わないことができる。

2 補選された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 本支部の事務局は、支部長に置く。

(支部総会)

第8条 支部総会は、原則として毎年1回以上これを開催し、支部規則の制定、改廃、支部予算の議決、決算の承認、総会の開催地、その他の事項を協議し、または議決する。

2 前項の規定にかかわらず、支部総会は、支部正会員の3分の1以上の者から目的を示して請求があったときは、これを開催するものとする。

3 支部長は、緊急を要すると認めたときは、臨時の支部総会の招集に代えて、書面で会議の議事を決すること、または幹事会の議決によることができる。

(幹事会)

第9条 役員は、幹事会を構成し、支部総会に付議すべき事項、支部総会から委任された事項、その他、支部の運営に関する重要事項を協議し、決定する。

(会議の招集・議長等)

第10条 支部総会及び幹事会は、支部長がこれを招集する。

2 支部総会の議長は、開催地の代表とし、幹事会の議長は、支部長とする。

3 支部長は、支部総会及び幹事会に提出しようとする事項を、なるべく会期5日前までに通知するものとする。

(議決)

第11条 支部総会の議事は、正会員の10分の3以上の者が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、この規則を変更する場合は、本支部正会員の2分の1以上の者が出席し、その3分の2以上の者の同意がなければならない。

2 幹事会の議事は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(全国総会への議案提出)

第12条 支部総会において全国総会に提出すべき事項が決定したときは、支部長は、各事項に提案の理由を付し理事長に提出するものとする。

(議決内容の報告)

第13条 支部総会で議決した事項については、支部長は、速やかに理事長に報告するものとする。

(会 費)

第14条 本支部の会員は、別表に定める会費を、毎年度納入しなければならない。

2 前項の会費は、毎年4月1日から6月末日までに、納入しなければならない。

(負 担 金)

第15条 支部長は、事業を実施する場合において必要と認めるときは、事業に参加する者から負担金を徴収することができる。

(会 計)

第16条 本支部の会計処理は、公益社団法人日本水道協会会計規程によるものとする。

(会 計 年 度)

第17条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、支部総会の議決を経て支部長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公益社団法人日本水道協会の設立の登記の日から施行する。

2 日本水道協会関西地方支部規則並びに日本水道協会関西地方支部総会議決事項は、公益社団法人日本水道協会定款の実施日の前日をもって廃止とする。

3 公益社団法人日本水道協会定款の実施日の前日において、支部区域内における社団法人日本水道協会の会員であった者は、公益社団法人日本水道協会定款実施日において本支部の会員とみなす。

- 4 日本水道協会関西地方支部の財産は、これを本支部に引き継ぐものとする。
- 5 公益社団法人日本水道協会定款の実施日の前日において、日本水道協会関西地方支部の役員であった者は、それぞれこの規則に規定する役員に選任されたものとみなす。

別表

会 員 区 分	請 求 基 準
正会員	本部会費の 15% (10 円未満切り捨て)
賛助会員	本部会費の 8 %
特別会員	なし